

会 議 等 報 告 書

| | | |
|---|------|---|
| 1 | 会議等名 | 糸島市コミュニティバス協議会（第8回） |
| 2 | 開催日時 | 平成22年11月29日（月） 15時00分 ～ 15時20分 |
| 3 | 開催場所 | 糸島市役所 新館 501会議室 |
| 4 | 出席者 | 別紙のとおり |
| 5 | 協議事項 | <p>（1）九大線 IC カードリーダー購入について 事務局より、九大線の IC カード利用状況報告と IC カードリーダーの購入について提案。 質疑なし。了承。</p> <p>（2）交通基本法及び今後の国庫補助金の動向について 事務局より、「交通基本法案」及び「地域公共交通確保維持改善事業」について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバス協議会が新設する協議会へ移行すると考えて良いのか。 「地域公共交通確保維持改善事業」では、バスに限らず、鉄道、渡船等のすべての公共交通について地域の意見をまとめる場となる。現行のコミュニティバス協議会では、鉄道関係者や渡船関係者等の委員が不足しており、新たに協議会を発足させたいと考えている。また、コミュニティバス協議会の決算終了までは、新規協議会と併存することになる。（事務局） ● 離島航路の補助率について、国会議員から意見が出ているとのことだが、内容はどのようなものか。 現行の離島航路補助金は、補助率が決まっておらず、5割以上のときもある。「地域公共交通確保維持改善事業」では、原則2分の1となっており、現行よりも補助金が減額になることも考えられるということではないか。（事務局） 離島航路の見通しはどうか。 現在のところ、情報が入っていない。（事務局） |
| 6 | 決定事項 | <p>（1）九大線 IC カードリーダー購入について、システム改良後、今年度中に購入することです承。</p> <p>（2）「交通基本法案」及び「地域公共交通確保維持改善事業」について、新たな情報があれば、次回の会議で報告することとする。</p> |
| 7 | 懸案事項 | 新設する協議会について、平成23年度から国庫補助制度を利用するには、少なくとも平成23年2月には発足させ、事業計画の立案等を行う必要がある。 |

糸島市コミュニティバス協議会【第8回】

H22.11.29(月)13:30~
糸島市役所 新館 501会議室

委員出欠 別紙「委員名簿」参照

1 会長あいさつ

2 経過報告

3 協 議

(1) 九大線 IC カードリーダー購入について
別紙「九大線 IC カード利用実績」参照

【事務局説明】

(2) 交通基本法及び今後の国庫補助金の動向について
別紙「交通基本法について」参照

【事務局説明】

(3) その他

次回協議会； 月 日() : ~
(予定協議案件)

糸島市コミュニティバス協議会 委員名簿 (敬称略)

平成22年11月29日開催

| 役職 | 氏名 | 所属 | 規程 第3条 | 出欠、代理出席 |
|------|--------|--------------------------------|--|------------------------------------|
| 会長 | 福嶋 剛 | 糸島市 企画部長 | 糸島市長又はその指名する者 | |
| 副会長 | 柚木 利道 | 糸島市行政区長会 会長 | 市民代表 | |
| | 今泉 健吾 | 昭和自動車株式会社 自動車事業本部 副部長 | 一般乗合旅客自動車 運送事業者 | |
| | 森田 秀規 | 福岡昭和タクシー株式会社 福岡西部事業部 統括課長 | 一般旅客自動車運送 事業者 | |
| | 宮崎 憲一 | 社団法人福岡市タクシー協会 専務理事 | 旅客自動車運送事業 者の団体 | 欠席 |
| 監査委員 | 井上 九十九 | 糸島市老人クラブ連合会 会長 | 市民代表 | |
| | 水崎 勝美 | 福岡昭和タクシー株式会社 バス乗務員代表 | 一般旅客自動車運送事業 者の事業用自動車の運転 者が組織する団体 | 欠席 |
| | 梶田 佳孝 | 九州大学大学院 工学研究院 環境都市部門 助教 | その他市長が必要と認 める者 | 欠席 |
| | 寺山 治 | 福岡県 企画・地域振興部 広域地域振興課 地域交通係長 | 〃 | 代理出席：企画・地域振 興部 広域地域振興課 古賀 久章 |
| | 工藤 豊一 | 福岡県警察本部 糸島警察署 交通課長 | 〃 | |
| | 藤原 史武 | 福岡国道事務所 福岡西維持出張所長 | 〃 | |
| | 津留 順四郎 | 福岡県福岡県土整備事務所 前原支所 庶務課 副長 | 〃 | |
| 監査委員 | 岩永 綾夫 | 糸島市 建設都市部 建設課長 | 〃 | |

<任期> 平成22年5月7日～平成24年5月6日

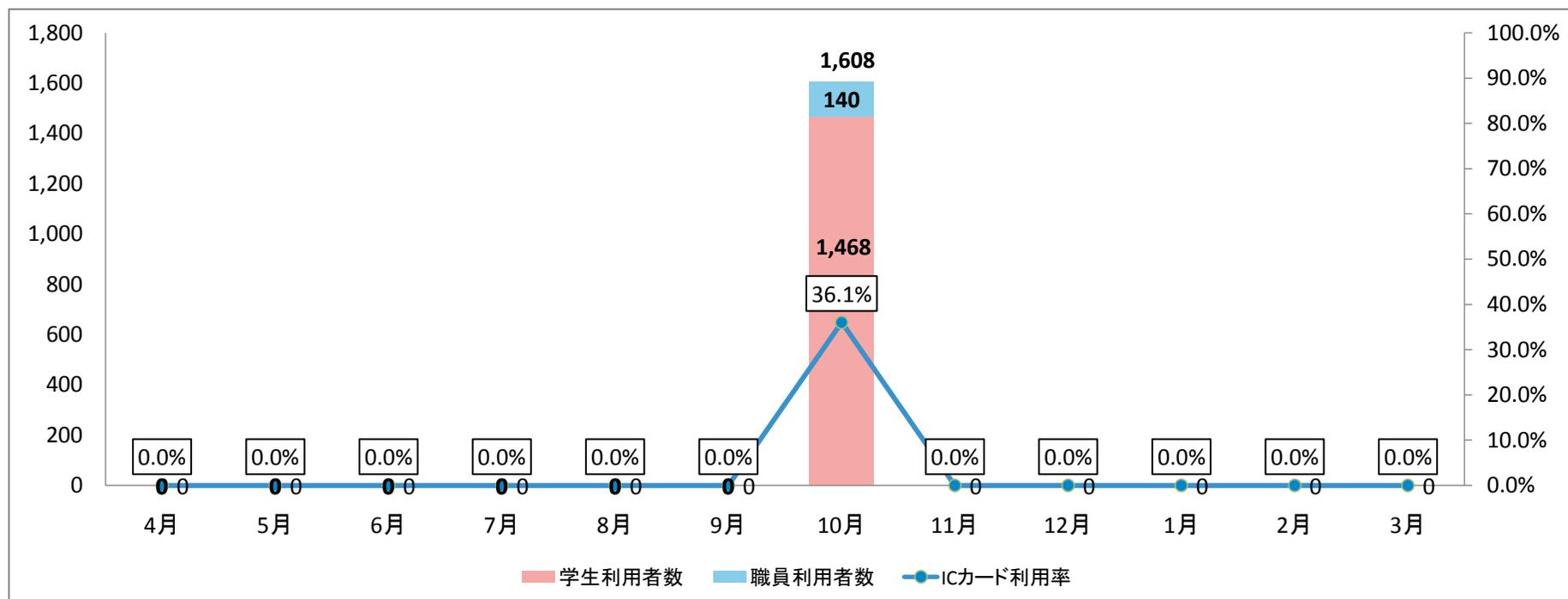
<オブザーバー>

| | | |
|-------|--------------------|-----------|
| 江上 康男 | 国土交通省 九州運輸局 福岡運輸支局 | 首席運輸企画専門官 |
| | | |

<事務局>

| | | |
|-------|------|------------------------------|
| 藤田 晋 | 事務局長 | 糸島市 企画部 地域振興課長 |
| 高田 直一 | 事務局員 | 糸島市 企画部 地域振興課 課長補佐兼公共交通係長 |
| 大西 将夫 | 事務局員 | 糸島市 企画部 地域振興課 公共交通係 |

九大線ICカード利用者実績



【毎月のICカード利用者数】

(単位:人)

| 平成22年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|------|------|------|------|-----------|
| 学生利用者数 | - | - | - | - | - | - | 1,468 | | | | | | 1,468 |
| 職員利用者数 | - | - | - | - | - | - | 140 | | | | | | 140 |
| IC利用者数計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,608 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,608 |
| 九大線利用者数 | 5,096 | 4,239 | 5,276 | 5,369 | 3,275 | 2,903 | 4,460 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30,618 |
| ICカード利用率 | - | - | - | - | - | - | 36.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0 |
| 現金・回数券 | 934,201 | 794,786 | 980,951 | 985,378 | 598,467 | 503,362 | 538,390 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,335,535 |
| 生協支払額 | - | - | - | - | - | - | 168,904 | | | | | | 168,904 |
| 九大支払額 | - | - | - | - | - | - | 97,915 | | | | | | 97,915 |
| 九大線収入額 | 934,201 | 794,786 | 980,951 | 985,378 | 598,467 | 503,362 | 805,209 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,602,354 |

※H22年10月1日に九大線へICカードシステムを導入。

交通基本法について

1. 交通基本法案の趣旨

(1) 背景

- ・高齡化社会の進展による買い物難民の増加、高齡ドライバーの交通事故増加。
- ・自家用車利用の拡大による公共交通機関利用の減少（バス路線は毎年2千kmが廃止）。
- ・自治体から事業者への赤字補てんも限界に達している。

(2) 内容

- ・国民の「移動権」を保障し、公共交通におけるシビルミニマム（自治体が住民のために保障しなければならないとされる、最低限度の生活環境基準）を確保する。
- ・交通基本法制定に合わせて、「地域公共交通確保維持改善事業」を平成23年度から新設し、生活交通存続危機地域における国庫補助制度の拡充を図る。

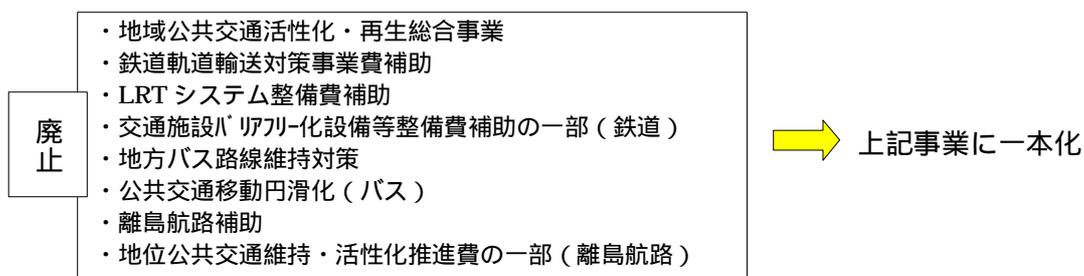
(3) 制定時期 平成23年度3月の国会において制定見込。（H23年度から予算化見込）

2. 地域公共交通確保維持改善事業 ～生活交通サバイバル戦略～

(1) 事業内容（未定）:

- 1) 地域公共交通確保維持事業：自治体、事業者、住民等で構成される協議会を設立し、地域交通（バス・鉄道・離島航路・航空路等すべてを網羅）の維持改善計画を立案。国庫補助原則2分の1で、補助期間を撤廃し、協議会に対して補助を行う。欠損額に対する補助ではなく、事前に算定した事業費に対する補助。（前払い）
 - () 市町村主体の協議会：地域内の交通・アクセス網の確保・維持。ただし、地域の高齡者数等の外形的特性から算定した補助の上限額（キャップ）を設ける。
 - () 都道府県主体の協議会：市町村を超える幹線バス交通、鉄道、離島航路、航路等。ただし、離島航路についてはキャップを設けず、欠損見込額すべてを対象とする。
- 2) 地域公共交通バリア解消促進事業：バス車両や駅舎等、これまで別々の補助制度等で行われてきたが、地域内のバリアフリー化（駅のエレベーター等設置、ICカード導入等）を一体的に推進する事業。協議会の計画立案による。
- 3) 地域公共交通調査事業：協議会で計画を策定するための調査の支援事業。

(2) 既存制度を統廃合



【予算規模】既存制度合計 215 億円

地域公共交通確保維持改善事業 453 億円（要求額）